公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下 水道公社財務規程第61条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入 札(事後審査型)執行要領の規定によるものとする。

令和7年8月12日

公益財団法人埼玉県下水道公社 理事長 武井 裕之

記

1 入札対象	
(1) 件名	 電気設備保守点検業務委託
(2)場所	中川水循環センター(三郷市番匠免地内)ほか
(3)期間	契約確定の日から令和8年2月27日まで
(4)概要	ア 目的
	本業務は自家用電気工作物保安規定及び電気設備保守点検実施
	基準に基づき、電気設備の事故防止、性能維持のため実施する。
	イ 業務内容
	中川水循環センターに設置されている特別高圧受電設備、インバ
	−タ速度制御装置、高圧遮断器、計装設備、自家発電設備、小水力
	発電設備及び春日部中継ポンプ場に設置されているインバータ速度制
	御装置、計装設備、自家発電設備並びに管渠に設置されている計
	装設備の保守点検業務一式。
2 落札者の決定方法	本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事
	後審査型)執行要領(以下「執行要領」という。)に基づき、以下
	のとおり落札者を決定する。
	(1)価格競争方式により落札候補者を決定する。
	(2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否か
	の審査を行う。
	(3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすこ
	とが確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。

4 設計図書等	令和7年8月12日(火)10時00分から
	 令和7年8月26日(火)16時00分まで
	│ │公益財団法人埼玉県下水道公社 中川支社 担当者 庶務担当
	設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書(以
	下「設計図書等」という。)の閲覧・貸与の期間及び場所は上に
	示すとおりとする。
	なお、設計図書等については、下水道公社ホームページからダ
	ウンロードすることができる。
5 競争参加資格確認申請	令和7年8月20日(水)10時00分から
書の提出	令和7年8月26日(火) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 中川支社
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内及び場所に競争参加
	資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を書面により提出
	すること。
6 設計図書等に関する質	令和7年8月14日(木) 10時00分から
問	令和7年8月21日(木) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 中川支社
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場
	所に質疑書を書面により提出すること。
7 質問に対する回答	令和7年8月25日(月)16時00分まで
	質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームペ
	ージで公表する。
	入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホー
	ムページで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認し
	た上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての
	内容は、すべての入札参加者に適用する。
8 入札執行の日時等	入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更すること
	がある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内す
	る。
	(1)入札日時
	令和7年8月27日(水)13時30分
	(2)入札場所
	公益財団法人埼玉県下水道公社 中川支社
9 入札に参加できる者の	単体企業
形態	
10 入札に参加する者に必要	長な資格
(1)建設業の許可	電気工事業

	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、
	上に示す建設業の許可を受けている者であること。
(2) 資格者名簿への登載	令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(以
	下「資格者名簿」という。)に、上記「(1)建設業の許可」に示
	す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審
	査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である
	者に限る。
	なお、下欄「(7)その他の参加資格」ウただし書きに該当する
	者にあっては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審
	査を受けていること。
(3)所在地	本店又は主たる営業所 -
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」については
	問わない。
(4)格付	業種 電気工事業 格付 A級
(5)業務実績	国、地方公共団体又は日本下水道事業団との請負契約
	1回の契約金額が4,000万円以上の下水道終末処理場
	又は浄水場、若しくは中継ポンプ場における電気設備(特別
	高圧受変電設備又は自家発電設備を含むものに限る。)に係る
	業務委託又は修繕・工事
	契約の締結日にかかわらず、平成27年4月1日以降公告
	日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進
	に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 1 条に規定
	する法人を含む。)、地方公共団体(地方自治体が出資する法
	人を含む。) 又は地方共同法人日本下水道事業団との請負契約
	により、上に示す業務委託又は修繕・工事を元請けとして完
	了(又は完成)させた実績を有すること。
	なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表
	構成員に限ることなく、契約金額出資比率相当額(特定企業
	体の出資比率を契約金額に乗じたもの。)とする。
(6)現場代理人	本業務委託は「現場代理人の常駐規定の緩和について」により、
	常駐を要する期間においても常駐規定を緩和する。
	現場代理人の現場に常駐を要しない期間又は業務着手日につい
	ては、契約締結後に受託者は委託者と協議することができる。
(7) その他の参加資格	ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の
	4の規定に該当しない者であること。
	イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条
	の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととさ
	L

れた者でないこと。 ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手 続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立 てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審 査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事 が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの 限りではない。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がな いこと(別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の同 一入札への参加を制限する運用基準」参照。)。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約 に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置 を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約 に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受 けていない者であること。 キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に 係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を 受けていない者であること。 ク 埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し していること。 ケ 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号) に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115 号) に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であ ること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用 が除外されている者は、この限りでない。 11 最低制限価格 設定する。 12 入札保証金 免除する。 13 支払条件 部分払 しない。 14 支払方法 完了検査終了後、一括精算する。 15 現場説明会 開催しない。 16 入札に関する注意事項 (1)入札の執行 ア 確認申請書(写)を提出した者であっても、入札時点におい て参加資格がない者は入札に参加できない。

	/ 3 11 に全加土 7 4 の粉 45 4 2 7 5 7 4 3 11 + 4 仁 土 7
/ 0 \ 7 11	イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2)入札書に記載する金	入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。
額	なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。
(3)提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(様式第6-1号)
	を作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。
(4)入札回数	ア 再度入札は3回までとする。
	イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができ
	ない。
	ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価
	格未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加するこ
	とができない。
(5)入札の辞退	執行要領第16条の規定による。
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が2者以上いるとき
	は、くじにより落札候補者を決定する。
(7)入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。
	ア 入札者の押印のない入札書による入札
	イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない
	入札書による入札
	ウ 金額の訂正のある入札書による入札
	エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
	オ 入札に参加する資格のない者がした入札
	カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明ら
	かでない入札書による入札
	キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
	ク 他人の代理を兼ねた者がした入札
	ケ 2通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者
	の代理をした者がした入札
	コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
	サ 明らかに談合によると認められる入札
	シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があ
	る者同士がした入札
	ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札
	セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
	ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札
17 その他	(1)提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資
	料は返却しない。
	(2)入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執

	行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申
	立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。
	(3)入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公
	告、設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明
	を理由として、異議を申し立てることはできない。
	(4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委
	託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知し
	て入札に参加すること。
18 この公告に関する問い	公益財団法人埼玉県下水道公社 中川支社 庶務担当
合わせ先	電話番号 048-952-3351
	FAX 番号 048-952-3354